

平成22年3月23日

病院長 殿

(社) 日本病院薬剤師会

会長 堀内 龍也

### 薬学生実務実習に関する院内掲示のお願い

早春の候 貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の運営に関し、何かとご協力とご理解を頂き感謝申し上げます。

さて、ご承知のように本年5月より、薬剤師養成のための教育の一環として長期実務実習が開始されます。貴院におかれましては、実習生の受け入れにご協力いただき御礼申し上げます。

薬剤師免許を持たない薬学生が病院において実務実習を行うことについては、医療の提供を受ける患者の同意を得ることが大前提となり、そのうえで、目的の正当性及び行為の相当性の確保が要求されます。患者の同意は、患者一人一人との関係でこれを取得するばかりでなくとも、説明内容を掲示する等により示すことで包括的な同意として得ることでも差し支えないとされたところです（薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について（平成19年5月厚生労働省医薬食品局））。

つきましては、患者からの包括的同意を得るため、別紙（案）のような説明文を患者の目につくところに掲示していただきますようお願い致します。